

解説

GCUSベトナム委員会の活動

もりた ひろあき
森田 弘昭

下水道グローバルセンター
ベトナム委員会委員長
日本大学教授
(本誌編集委員長)

1 GCUSベトナム委員会とは

国土交通省下水道部は、下水道分野における国際貢献と海外水ビジネス展開を下水道界の産官学の連携のもとで強力に推進するための組織を、2009年4月に設立した。これが、下水道グローバルセンター（Japan Global Center for Urban Sanitation：以下、GCUS）である。

GCUSは、同年7月に（公財）日本下水道新技術機構と国際展開に関心のある企業18社と共同でインド、マレーシア、ベトナム、フィリピンの4箇国の下水道事業に関する市場調査を行い、これらの国々の下水道の実態や公共工事の入札制度などを明らかにするとともに、日本が保有する下水道技術や制度が貢献できる可能性が高いことを報告している。さらに、ベトナムについては下水道整備の必要性が高まっており設計基準や水質基準などの整備が必要であると強調している。

その後、2010年12月に、国土交通省とベトナム建設省（以下、MOC）が「下水道分野に関する技術協力覚書」を締結し、両国および両国の地方自治体を交えた定期的な技術交流を行うようになった。2013年3月に、国土交通省は推進工法関連業界の有志からベトナムに適用できる推進工法基準の策定支援の要請を受けGCUSに対して、より詳細なベトナムの推進工法に関する市場調査を指示した。

国土交通省は、その調査報告を受けてベトナム版推進工法基準の策定に着手し、2014年3月の第5回日越政府間定期会議の場で初版のベトナム版推進工法基準をMOCに提供した（写真-1）。



写真-1 ベトナム版推進工法基準の提供

このような背景のもと国土交通省は、2014年6月にベトナムにおける推進工法の普及活動を組織的に運営するためにGCUSの中に推進工法関連団体・企業、本省課長補佐、学識経験者などをメンバーとする「ベトナムにおける推進工法普及活動に関するワーキング」を設置した。

ベトナムワーキングは、国土交通省とMOCが共同で進めているベトナム版推進工法基準の策定支援や各種セミナーへの参加、ベトナム人技術者の日本招聘研修支援などの活動を行っていたが、推進工法に関する日

越合弁会社の設立・運営支援や組立マンホール、高機能マンホール蓋の規格導入と試験設置、腐食対策技術の現地調査などその活動範囲が広がってきたことから「ベトナム委員会」と改称した。2019年12月現在の委員会構成を示す（図-1）。

(委員長)	
森田 弘昭	日本大学 生産工学部土木工学科 教授
久岡 夏樹	国土交通省下水道企画課 国際推進官
西口 公二	(公社)日本推進技術協会 事務局長
河井 竹彦	(一財)下水道事業支援センター 専務理事
松宮 洋介	(公社)日本下水道協会 国際課長
刈谷 光男	機動建設工業(株) 社長室長
人見 隆	中川ヒューム管工業(株) 技術営業部長
安田 一成	ヤスダエンジニアリング(株) 専務取締役
新田 智博	グローバルワークス(株) 代表取締役
鷲 英夫	日本工営株式会社 上下水道部 次長
井上 弥九郎	日本テクノ株式会社 技師長
堂道 雅治	(株)日水コン海外本部 副本部長兼営業部長
吉開 守	日之出水道機器(株) 執行役員
大山 彰義	東京産業 株式会社

2019年12月現在

図-1 GCUSベトナム委員会

2 GCUSベトナム委員会の活動コンセプト

官民を挙げての日本の海外展開活動は、それぞれの国の商習慣や文化の違い、価格での競合国や旧宗主国の歴史的な経緯などに阻まれて必ずしも順調ではない。推進工法のベトナム展開でも同様の事態に遭遇することは容易に想定された。

そこでベトナム委員会は、ベトナム向けの推進工法基

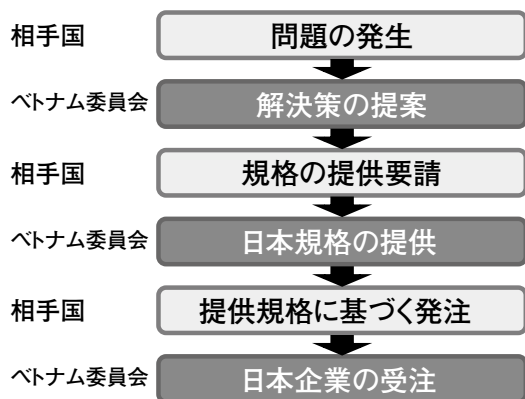


図-2 GCUSベトナム委員会のビジネスモデル

準を作成し、その基準に基づいて日本のコンサルタントや建設業者が設計・入札・受注に参加するという基本コンセプトを構築した（図-2）。

3 具体的な推進工法の展開活動

3.1 ベトナム版推進工法基準の策定

ベトナムでは新技術の採用にあたり国家基準（以下、TCVN）が必要であり、TCVNがない新技術は、当該技術を保有する国の国家基準や企業の基準などをMOCが個別に審査し採用する仕組みになっている。これが、ベトナム建設省技術インフラ局（以下、ATI）が、2013年3月のGCUS調査チームに対して技術基準の提供を求めた真意であった。初版のベトナム版推進工法基準をベトナム政府に提供（2014年3月）して、まもなく当時の副大臣がATIに対して2016年度末までに推進工法に関するTCVNを策定するように指示を出しておりATIは傘下の建設技術院（IBST）をTCVN原案作成機関に指名している。

初版を作成後、ベトナム側からの要請に基づき4回の改訂を行っている。まず、ベトナム版推進工法基準で引用した日本国内外の基準について搭載してほしいという要請については第2版（2015年1月）に反映した。鉄蓋や組立マンホールに関する技術基準の追加要請を第3版（2015年10月）に反映し、ベトナム国内に基準がなかったりそもそも手に入らなかったりする土木材料について性能が同じ材料ならば使用可とする要請とベトナム語版の発刊要請は第4版（2016年3月）に反映している。組立マンホールの積算基準の追加要請については、現時点の最新版の第5版（2018年3月）に反映している。なお、第4版から日本語版、英語版、ベトナム語版を発刊するとともに表紙を赤色にしたことから本基準書は「Red Book（赤本）」と呼ばれている。

3.2 セミナーへの参加

ベトナム政府の求めに応じてベトナム版推進工法基準を策定し提供したが、政府のみへの提供だけではベトナム建設省の外には推進工法が広がらないため、国土交通省とMOCと調整し、日越定期会議と同時に開催されるセミナーのテーマに推進工法を設定した。ベトナム委